

# 平成16年度農林水産省男女共同参画推進本部活動計画

平成16年4月1日  
農林水産省男女共同参画推進本部決定

## 1 農山漁村における男女共同参画社会の推進

### (1) 農山漁村女性の経営参画の推進

「女性認定農業者倍増キャンペーン」の実施（新規）  
女性の認定農業者の拡大に向けて、農業経営改善計画の共同申請制度の周知徹底のためのキャンペーン活動として、啓発資料やポスターの配付、各種会議での説明、女性認定農業者との意見交換等を集中的に行う。

女性起業全国マップの作成（新規、団体と連携して）  
全国レベルでの女性起業ネットワークの強化に資するため、女性起業全国マップの作成を行う。

### (2) 男女共同参画でいいことあったまち・むらコンクール（継続）

～女性のパワーが見えるまち～  
農林水産業・農山漁村の男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市町村を表彰する。

### (3) 女性農林漁業者等と農林水産省男女共同参画推進本部との意見交換（継続）

子育て支援等、男女共同参画社会の形成に必要な課題について、農林漁業に従事する女性等と農林水産省男女共同参画推進本部幹部との意見交換を行う。

### (4) 農山漁村女性活動のPR

農林水産祭「実りのフェスティバル」において、農山漁村女性の経営参画の取組、起業活動についての展示を行う。（新規、団体との共催）  
消費者の部屋において、農山漁村女性の社会・経営参画の現状・取組について展示を行う。（継続）

## 2 男女共同参画に関する情報提供体制の整備

### (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供

提案窓口の設置（新規）  
農山漁村女性が抱えている問題の現状把握のため、施策、制度等に関する農山漁村女性からのメール、FAXによる提案窓口を設置する。

情報伝達草の根運動の展開（拡充）  
農山漁村の女性に関連の深い施策を実施している省内の部局及び団体との連携の下、インターネット等を通じて、女性のチャレンジ支援のための一元的な情報提供を行うとともに、できるだけ多くの女性に早期に情報を届ける観点から、メールを活用し、県、市町村、普及センター、JA、農業委員会等に対する直接的な情報提供を行う。

### (2) 農林水産省女性人材データベースの運営

「農林水産省女性人材データベース」について、利活用の促進を図るとともに、登録データの拡充を図る。

### 3 農林水産省職員に対する意識啓発

#### (1) 「農林水産省いきいきパートナーシップの日」の実施（継続）

毎月22日（「夫婦」の語呂合わせ）を、男女共同参画推進のための普及啓発日と位置づけ、ニュースの発行を行うとともに、職員の家事・子育てを支援するための帰宅促進日とする。

#### (2) 農林水産省職員を対象とした研修

出先機関の幹部職員を対象とする研修において「職場におけるセクシャル・ハラスメント」の講義を実施する。（継続）

人事院「女性職員のためのエンパワーメント研修」へ、女性職員の受講を推進する。（継続）

#### (3) 農林水産省職員の育児休業等の取得促進

職員の妻が出産する場合の特別休暇制度、育児休業制度等について周知するため、啓発資料の配付等を行うとともに、当該特別休暇については希望する職員の完全取得を目指す。（新規）

### 4 地方農政局における男女共同参画推進本部の取組の推進

各地方農政局の男女共同参画推進本部においても、本省の男女共同参画推進本部との密接な連携を図りつつ、地域の実態に即した取組を推進する。